

# 文 教 厚 生 委 員 会 記 録

## <第 4 号>

令和 7 年 第 7 回 沖 繩 県 議 会 (11 月 定 例 会)

令和 7 年 12 月 16 日 (火 曜 日)

沖 繩 県 議 会

## 文教厚生委員会記録<第4号>

### 開会の日時

年月日 令和7年12月16日 火曜日  
開 会 午後2時1分  
散 会 午後4時58分

### 場 所

第4委員会室

### 議 題

- 1 参考人からの意見聴取について
- 2 甲第4号議案 令和7年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 3 乙第5号議案 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第6号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 5 乙第39号議案 義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 請願令和6年第5号外2件及び陳情令和6年第56号外75件
- 7 閉会中継続審査・調査について

### 出席委員

委員 長 新 垣 新  
副委員 長 松 下 美智子  
委 員 新 垣 善 之  
委 員 新 里 匠

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 小 | 渡 | 良 | 太 | 郎 |
| 委 | 員 | 比 | 嘉 |   |   | 忍 |
| 委 | 員 | 米 | 須 | 清 | 一 | 郎 |
| 委 | 員 | 山 | 里 | 将 |   | 雄 |
| 委 | 員 | 喜 | 友 | 名 | 智 | 子 |
| 委 | 員 | 西 | 銘 | 純 |   | 恵 |
| 委 | 員 | 平 | 良 | 識 |   | 子 |

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明した者の職・氏名

(参考人)

|          |   |   |   |    |
|----------|---|---|---|----|
| 沖縄弁護士会会長 | 古 | 堅 |   | 豊  |
| 沖縄弁護士会   | 當 | 眞 | 正 | 姫  |
| 沖縄弁護士会   | 仲 | 村 | こ | ず江 |
| 沖縄弁護士会   | 橋 | 本 | 典 | 子  |

---

○新垣新委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日は、陳情第146号に係る参考人からの意見聴取を議題といたします。

なお、ただいまの議題につきましては、去る10月1日の本委員会での決定に基づき、陳情の審査の参考とするため、陳情者を参考人として招致し、説明を求めるものであります。

それでは、陳情第146号に係る参考人からの意見聴取を行います。

参考人として、沖縄弁護士会会長古堅豊氏、當眞正姫氏、仲村こず江氏及び橋本典子氏の出席をお願いしております。

参考人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

参考人から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げ

げます。

まず、参考人から御説明をいただいた後、委員から参考人に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日の委員会は参考人の説明を聞く場でありますので、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは陳情第146号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出に関する陳情について、提出に至る背景及び目的等について、15分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。

古堅豊参考人。

**○古堅豊参考人** ただいま紹介預かりました沖縄弁護士会の会長をしております、古堅豊と申します。今日はですね、今回の陳情に対して、このような機会を設けていただき誠にありがとうございます。

まず最初に、当会が沖縄県議会に選択的夫婦別姓の意見書を可決していただくよう陳情した趣旨及び経緯について説明いたします。

現行の民法第750条は、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称すると定め、婚姻時に夫婦はいずれかの姓に統一しなければならないと、夫婦同氏を定めています。

選択的夫婦別姓制度は、日本が1985年、昭和60年に、国連の女性差別撤廃条約を批准したのをきっかけに、現行の夫婦同姓制度の問題点が指摘されるようになりました。1991年、平成3年から法制審議会の審議を経て、1996年、平成8年に選択的夫婦別姓の導入が答申され、その後、民主党から選択的夫婦別姓の導入法案が提出されましたが、審議未了で廃案となってしまいました。

その後も選択的夫婦別姓の導入議論が進まないため、夫婦同姓でなければ、法律婚が認められず、事実婚を余儀なくされているカップルが違憲訴訟を提起するなど、司法に救済を求めました。しかしながら、最高裁では過去に2015年、それから2021年と、2022年の3度、現行民法等は合憲であるというふうに判断がされました。

もともと現行民法等が違憲であるという少数意見があるだけでなく、多数意見も現行の問題点を示しつつ、最終的には国会での議論に委ねられるべき問題であるとも述べています。

本年5月、約28年ぶりに立憲民主党と国民民主党から選択的夫婦別姓を導入する法案が、それから日本維新の会からは同性を維持したまま旧姓の通称使

用を法制化するという法案が、国会に提出され審議されましたが、最終的には採決に至らず、現在に至っております。

我々、日本弁護士連合会をはじめ沖縄弁護士会も、現行法制が違憲であるとの立場を維持しつつも、国民の声を国会に届け、立法による解決を同時に進めていくべきであるというふうに考えています。

これまで日弁連だけでなく、全国52の全ての弁護士会及び全国で8つの弁護士連合会がありますが、いずれも選択的夫婦別姓の導入を求める総会決議、それから会長声明、理事長声明等を採択しております。

また、2025年12月13日時点において、全国の都道府県及び市町村で、選択的夫婦別姓の導入を求める意見書が可決された件数は579件となっております。

都道府県では、東京都、大阪府、神奈川県など関東のほかですね、岩手県、福島県、徳島県、香川県、滋賀県、三重県等ですね、16の都道府県、そして沖縄県では、糸満市、うるま市、豊見城市、名護市、那覇市、宮古島市、与那原町、そして読谷村の8市町村が賛成意見を可決しています。

選択的夫婦別姓に関しては、現政府は同姓を維持したまま、通称使用拡大、法制化する方向性で議論が進んでいる状況であり、我々が沖縄県議会に陳情を行った時点からすると、状況は大きく変わっているというふうに認識しておりますけれども、中央の声、国民の声を国に届ける必要性は変わっていないと考えております。

当会が、沖縄県議会に陳情を行った趣旨は、以上のとおりです。

今日はですね、沖縄弁護士会の両性の平等に関する委員会というのがありますけれども、その委員から3名、人権的観点からの説明を當眞委員、それから本質的意義についての説明を仲村委員から、そして旧姓の通称使用の問題点について橋本委員から説明をさせていただきます。

それではよろしくお願いたします。

**○當眞正姫参考人** では、私當眞から次に説明させていただきます。

私からは選択的夫婦別姓の制度が、感情的にまだ早いとか困っている人の数が多いとか、世論が分かれているとかといった観点で判断すべき問題ではなく、あくまで法的な立場から、現在の夫婦同氏制度は憲法に違反する人権問題であるということについて説明させていただきます。

現在の夫婦同氏制度は、婚姻時に夫か妻のどちらかが長年、親しんだ姓——名字という、いずれも人にとって重要な価値を有するものの変更を余儀なくされます。

氏名の一部を構成する姓——名字は個人の呼称として生まれたときから日々生きていく中で自分自身の象徴となり、他人から識別されることを繰り返していくことで、個人のアイデンティティを構成する重要な一要素となります。

そのような重要な姓——名字の取扱いを婚姻時に改姓、変えることを法律によって強制されることは、社会的不利益の問題を超えて、自己決定権としての婚姻の自由及び氏名の変更を強制されない自由を不当に制限するもので、憲法第13条に違反しています。

また日本では、結婚した夫婦の約95%が夫の姓を名乗っています。法律上は、夫と妻のどちらの姓を名乗ってもよいということになってはいますが、女性が改姓するのが普通だという意識がまだ日本にあり、女性がその姓の変更を余儀なくされています。

婚姻に際して、共に旧姓の名字を利用したいカップルは、別姓を希望する限り婚姻できませんので、法律婚による法的効果を受けないこととなります。このことは憲法第14条の下での平等、憲法第24条の両性の本質的平等に反していると言えます。

さらに、自分の名字——姓に愛着を持っている人や一人っ子が多いという現在の状況から、婚姻前の氏——名字は残したいという思いを持っている人が多数いらっしゃいます。改姓しない限り結婚することはできないということは、婚姻の自由に対する不当な制約とも言え、憲法第24条が保障する婚姻の自由を侵害しています。

なお、2017年の内閣府による調査結果から試算しますと、別姓での婚姻希望者は約934万人いらっしゃるということです。

ここで資料1に、私の説明内容についての概要が記載されているんですけども誤記がありましたので、1点訂正させていただきます。

資料1の右下にですね、内閣府の家族の法制に関する世論調査の年度が2021年と記載されていますが、すみませんこれは2017年の間違いです。

謹んで訂正させていただきます。

国連の差別撤廃委員会は日本政府に関して、夫婦が婚姻後も別々の姓を選択できるような制度を導入する等を求める勧告を4回行いました。最初の勧告が行われた平成15年から20年以上にわたって指摘を受けていますが、夫婦別姓制度は導入されていません。

私たちは弁護士として、全ての人の人権が等しく保障され、誰一人取り残されない社会の実現を目指しています。そのために国や立法機関に対して民法を改正して、選択的夫婦別姓制度を導入するように求めています。

○仲村こず江参考人 仲村のほうからですね、選択的夫婦別姓制度の法的意義について説明をさせていただきます。

まず申し上げたいことは、選択的夫婦別姓制度は、夫婦で同じ姓を名乗りたいという人の考え、そういう夫婦の在り方を否定する制度ではないということです。結婚にあたり配偶者の姓に改姓することもできるし、それまでの姓をそのまま維持することも、どちらでも選択——選ぶことができるようにする制度です。

結婚したら夫婦で同じ姓にしたいという人もいるでしょう。結婚後も、それまでと同じ姓を使い続けたいという人もいるでしょう。どちらの人の思いも尊重する制度が選択的夫婦別姓制度なのです。まずは、そのことを理解していただきたいというふうに思っております。

世の中は様々な感じ方や考え方を持っている多様な人たちで成り立っております。結婚して相手と同じ姓になることに幸せを感じる人もいれば、長年使い続けている氏名に愛着や誇りを持っていて、改姓を望まない人もいます。

しかし、現在の制度は、婚姻しようとする人々に対して、姓を変更する人生に進むのか、婚姻を諦める人生に進むのかという二者択一を迫る構造になっております。

大切なことは真剣に婚姻を望んでいるにもかかわらず、婚姻を選ぶのか姓を選ぶのかといった選択を迫られて、婚姻のためにやむを得ず改姓して苦しむ人をつくり出さないようにすること。また、婚姻か氏かという選択に迫られて婚姻を諦めざるを得ずに、苦しむ人をつくり出さないようにすることだと思っております。

少し子どもの問題についてもお話させていただきます。選択的夫婦別姓制度が導入されると、子どもは夫婦のどちらかの姓を名乗ることになるため家族が全員同じ姓でないのは、子どもがかわいそうだとと言われることがあります。

しかし、資料3の2ページ目の上のほうを御覧ください。

世界中、日本以外の全ての国で婚姻前の姓を保持しつつ法的に婚姻することが可能となっております。これは選択的夫婦別姓制度が夫婦、親子の本質や理念に反するものではないということを示しているというふうに思います。

また日本でも、実際事実婚の夫婦や再婚後の夫婦、国際結婚をした夫婦など姓の異なる夫婦の元で育てられている子どもはたくさんおります。これらの子どもたちは果たして本当にかわいそうなのでしょうか。かわいそうだというレッテルを貼ることこそが問題なのではないでしょうか。

多様性の尊重が広がっている現代社会において、各々の夫婦において自律的な選択ができるようにすることがよりよい社会へと発展していくことだと考え

ております。

結婚という重要な人生の岐路において、相手と同じ姓になることを選択しても結婚することができる。それまでと同じ姓を使い続ける選択をしても、結婚することができる。そのような制度を実現することが、より多くの人の幸せにつながると確信しております。

○橋本典子参考人 沖縄弁護士会理事の橋本でございます。

最後に私のほうから、旧姓の通称使用の法制化の見地から意見を述べたいと思います。

先日、高市内閣が旧姓の通称使用を認める法案及び関連法案を、来年の通常国会に提出する方向で検討に入ったとの報に触れました。

旧姓の通称使用の法制化により、選択的夫婦別姓の制度は不要になるのでしょうか。私たちは、旧姓使用の法制化は問題の先送りであり、根本的な解決にはならないと考えています。

なぜなら、先ほど眞参考人が述べたとおり、夫婦同姓の問題は生まれてきたときに与えられた氏の変更を強いられることに対する、アイデンティティの喪失や個人識別機能の喪失、低減。片方が改姓を強いられることによる夫婦間の不平等、女性が改姓するものとの差別的意識、慣習の再生産といった人権の問題だからです。

旧姓使用の法制化により、現在の大きな不便が低減される面はあるでしょうが、ダブルネームが維持される限り、このような人権問題は放置されたままです。このように旧姓の通称使用の法制化は、人権問題の解決にはなりません。

続いて、旧姓の通称使用の法制化の問題点についても申し上げたいと思います。

第1に旧姓の通称使用の法制化によって、2つの法的氏名の誕生という大混乱をもたらすことです。通称を法制化するとすれば、全く新たな性格の氏をこの国に誕生させることとなります。2つの法的氏があることによって、社会から見てその人が誰だか分からなくなり混乱を招くことは容易に想像できます。

2点目です。旧姓使用の法制化によって、旧姓での生活が必ずしも保障されるわけではない。つまり、不便が解消されるわけではないということです。正式な名称である戸籍名が別に存在する中で、旧姓のみで社会生活を送ることは困難を伴います。

例えば、このような制度を採っている国は世界で日本だけですので、いかに法制化しても金融機関において、F A T F——マネーロンダリング策などに取り組む主要国の連携システムですが、F A T Fの審査に耐えられない恐れがあ

ります。また、パスポートにおけるICチップでの旧姓単記にはICAO——これは国際民間航空機関ですが、この加盟国との合意形成が必要である上、仮に実現できても海外での実生活において、戸籍上の氏名とパスポート上の氏名が異なることによるリスクはつきまといまいます。仮に我が国で、旧姓使用が法制化されたとしても、現在の不便が全面的に解決するという確証はありません。

第3に、その社会的な浸透には大きな社会的コストがかかるということです。

資料2を御覧ください。

資料2のですね、2つ目ですね。戸籍制度は変わりませんとピンクで丸をしているところに、戸籍の例が載っております。こちらを御覧ください。

こちらは過去に法制審の答申の案に基づいた戸籍の記載例のイメージになります。この法制審の選択的夫婦別姓制度によりますと、戸籍制度一本で、この戸籍の例のように別姓を表記すれば足りるということになります。ところが、旧姓使用を法制化するとすれば、戸籍のほかに——例えば旧姓使用システムのような新たなデータベースを構築する必要があるでしょうし、また不正の防止というものはつきまといまいますので、戸籍とこの旧姓をひもづけるようなシステムを導入する必要もあると思われまいます。

また、旧姓の法制使用法案の成立に派生して、現在ある法律を無数に改正しなければならないと言われていまして、莫大な時間と労力を要することは明らかです。さらに国のみならず、一般社会においても、この制度の導入に当たっては大きなシステム改修を要することになると思われまいます。このコストも軽視できるものではありません。

このように旧姓使用の法制化は、夫婦同姓による不都合を解消する一見玉虫色の制度に見えますが、その実情は夫婦同姓制度の本質的な問題を何ら解決するものではなく、人権問題に目を背けて先送りするだけの制度と言えます。また、不都合の解消という意味でも、そんなに簡単なものではなく、かえって社会的混乱や社会的コストを増やすのです。旧姓使用の法制化によって、選択的夫婦別姓制度が不要であるということにはなりません。

選択的夫婦別姓に関しましては、現政府は同姓を維持したまま通称使用を拡大、法制化する方向性で議論が進んでいる状況にあり、我々が沖縄県議会に陳情を行った時点からは、状況が大きく変わりました。しかし、地方の声、国民の声を国に届ける必要性は変わっておりません。むしろ、このような政状だからこそ、その必要性を県から国に届ける必要は増していると考えています。

沖縄県議会におかれましては、選択的夫婦別姓を求める意見書を可決していただくよう御審査お願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長 参考人の説明は終わりました。

これより、陳情第146号に係る参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

松下美智子委員。

○松下美智子委員 こんにちは、お忙しい中お越しいただいてありがとうございます。

あまりに見事な説明で、どう質問していいか、私はもう大変納得したものですから、今ちょっと戸惑っているところなんですけれども。

今の説明を聞いて、選択的夫婦別姓の導入に反対する人がいるのかなと思っているのですけれども、日本の状況が非常に厳しい現状をたどっているというふうに思っていたのですが、今の説明の中で、全国では16都府県ですかね、また沖縄県でも8市町村が、この意見書を採択しているということで、大変心強い現実も教えていただいたんですけれども。

質疑自体は全部、今の説明で解消していただいているので、最初に仲村弁護士がおっしゃったように、選択的夫婦別姓というのは選択制なので、それを望んでいる人たちに、そこがかなうだけであって、夫婦同じ氏を名乗りたいという方の気持ちを遮るものではないということですので、大変説得力のあるものだというふうに思います。

ただ、当真弁護士の説明を聞いていると本来は選択的ではなく夫婦別姓自体を導入するというふうに思われているんですかね、弁護士会としては。だけど、その両方の思いを込めて選択的夫婦別姓の導入というふうになっているんでしょうか。

○仲村こず江参考人 松下委員、質疑いただきまして、ありがとうございます。

今ちょっと質問がございました。人権的な観点からいうと、選択的ではない夫婦別姓を望んでいるのではないかというふうな趣旨の御質問かと思いましたが、それは違うということをおし上げておきたいと思います。

あくまでも人権的観点から言いまして、改姓を望まない人も結婚ができるようにしたいということですので、選択的夫婦別姓というものが制度としては、

人権にかなっているというふうに考えております。

夫婦同姓しか認めない、夫婦別姓しか認めないというのは、それはやはり、どちらも強制的要素というか、そういったものがあるので、やはりちょっと人権的に問題があるのではないかと、あくまでも選択できるということが重要ではないかというふうに考えております。

○**松下美智子委員** 大変失礼しました。私のちょっと理解不足だったかと思えます。あくまでも選択的夫婦別姓の導入を希望されているということで理解いたしました。それでこれが導入されていないのは、日本だけと先ほど御説明があったかと思うんですが、世界的にもこの選択的夫婦別姓が使われているという理解でよろしいのでしょうか。

○**仲村こず江参考人** 仲村のほうから少し説明させていただきます。

正確に言いますと、法律で夫婦同姓が義務づけられているのが日本だけということになります。海外では様々な制度の下で、いわゆる夫婦別姓制度もございまして、また複合的にですね、結婚したら夫の姓と旧姓とくっつけて名乗るとかですね。そういった制度もございまして、そういう意味で様々な、各国によって状況は異なる部分はあるのですが、法律で結婚したら必ず夫婦同姓だということを義務づけているのは、日本だけだということが繰り返し法務省からも答弁されているところでございます。

○**松下美智子委員** 歴史的な背景も国の成り立ちもあるので、そういう状況というのがよく分かりました。

夫婦同氏というのが、日本だけということですよ。人権問題ということなので、しっかり県としても、私自身は選択的夫婦別姓、ぜひ導入していきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○**新垣新委員長** ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** お疲れさまです。お尋ねします。

資料もよく分かる資料を作っていただいて、これを読んだら松下委員の言うように理解できると思うんですけども、少し説明もいただきたいと思いません。

やっぱり歴史的背景というのかな、私などは70年代の結婚で、同姓というのは当たり前と思ってね、夫の氏ですけれど、やっぱりアイデンティティの問題とかね、同郷の人とか、学生時代の友人とかね、そういう皆さんから旧姓で呼ばれたりとかね、やっぱりそういう違和感を持ちながら来たけれども、憲法に違反しているという条文も明確にされて、憲法違反のものをそのまま置いておくのかというところも問題だろうなと思っています。

世論も動いているということを実際に心強く思っているなど。自由に選択をするという立場だと思います。

1つお尋ねするのは、夫婦同姓。今の同姓というのは明治時代から始まった、それ以前は違うということを知りたいんですけども、そこら辺の説明をお願いしますか。

○橋本典子参考人 橋本のほうからお答えします。

少し用意していなかったものですから、今調べましたところ、私たちの理解の裏づけが取れましたので、説明させていただきます。

もともと江戸時代等はずいぶん、夫婦が同じ姓を名乗ることというのは、一般的ではなくて、夫婦同姓が法律上、義務づけられたのは1898年の民法制定以降になります。ですので、先ほどの御質問に対してお答えするとしますと、1898年以前夫婦同姓は義務づけられていなかったということになるかと思えます。

以上です。

○西銘純恵委員 ありがとうございます。

世界でも選択的別姓をやっていないのは、日本だけということですが、1996年の法制審議会。説明の中でも、戸籍の記載の仕方って法制審議会でも、そこら辺までやっていたのかなと思ったんですが、法制審議会が出された観点といいますか論点といいますか、それは簡潔に言えますか。

○仲村こず江参考人 平成8年の法制審の関係について、若干補足して説明をさせていただきます。

平成8年の法制審議会の答申でどうしてこういうふうになっていったか簡単に言うと、もともと明治民法がですね、昭和22年に改正されて今の制度が定められたんですけども、それは非常に短時間でたくさんの条文を改正する必要がございまして、本法は可及的速やかに将来において、さらに改正する必要があることを認めるという附帯決議も当時残されておりました。それで、その

後これを受けて法制審等もですね、夫婦異なる姓を認めるべきかというような課題も指摘され、議論がなされていましてけれども、一旦ちょっと動きが止まりました。ただその後、女性の社会進出等で働く女性が増えた、そういったようなこととかですね。あと婚姻時の氏を変えるのは、ほとんどが女性という実態に対する不満の声等いろいろありまして、選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が高まったという経緯がありまして、平成8年ですね、法制審議会の答申がなされたという経緯がございます。

そして、法制審の答申によってですね、先ほどの戸籍の改正をしたらこのようなイメージだというようなこととか、準備が進められていたところなんですけれども、しかし、それを受けても政府はですね、国民の意識に配慮しつつ、さらに慎重な検討を行う必要があるというふうに言って、この法制審の法案提出を見送ってしまったという、そういう経緯がございます。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** じゃ、法制審は法案そのものも準備していたということですよ。30年近く前に女性の不利益を、同じ人権として平等に扱うということをやったけれども、それがたなざらしにされてきたということだと思います。

先ほど憲法に違反しているって、3つの条文の話をされて国連でも勧告がなされたと。

もう一つ、国際的に自由権規約が書いていますけど、これについてもどう反しているのか説明をお願いしますか、資料1です。

**○仲村こず江参考人** 資料1のほうに記載がなされておりますとおりですね、自由権規約の第3条に権利の享有に関する男女の同等の権利ということが定められております。

ただ実際にはですね、今夫婦同姓制度の下では、形式的には同等、どちらが改姓してもいいというふうになっておりますけれども、実際は95%以上が女性のほうが改姓されているという実態がございます。

そういった実態に照らせば、やはりこちらの自由権規約第3条に反するのではないかというふうに考えております。

そしてまた自由権規約の第23条の第4項に、婚姻中及び婚姻の解消の際における配偶者の権利等の平等ということも書かれておりますけれども、これも同じようにですね、結局婚姻における改姓を平等にどちらか選んでもいいというふうになってはいるけれども、実質的平等には実態に照らせば反しているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○西銘純恵委員 通称使用の法制化は問題の解決になりませんということで、今経済界からも、女性の進出が結構あって異論が出ている、今のままではいけないということを出ていると思うんですが、資料3にあるんですけれども、やっぱり公的な手続とかビジネスの中においてそういう不都合とかも解消することになるとありますけれども、その説明もお願いできますか。経済界のことも含めて、経団連が出している意見ありますよね、そこをお尋ねしたいんですけど、それと資料3にある手続が解消されるというところも、ぜひ詳しく説明していただけたらと思います。

○橋本典子参考人 橋本が御説明させていただきます。私が説明したところとかぶる部分がございますが、御容赦ください。

資料3の下段に選択的夫婦別姓制度が導入されたら、こんなことが解消されるということで、公的手続、仕事、海外でのビジネスということで、この3点について解消されるというふうに書かれています。これに関しては、裏を返せば法的に別姓を名乗ることが認められない限りは、いかに通称名を拡大したところで、この全てにおいてですね、解消されるとは思われないというのがこちらの意見になります。

特にですね、先ほど申し上げましたけれども、FATF、マネーロンダリングの関係で銀行の手続について旧姓使用の法制化をしたところで、選択的夫婦別姓が認められたときと比較して、銀行の手続等が全て円滑に行くかというところ、そこは疑問があると。

また海外でのビジネスですね。海外に関して言いますと、例えば海外出張に行くときに、世界では例がなかなかないですね、通称使用と法的氏で2つあるという状況になりますので、これは何なんだということに当然なりますし。それを一々説明しないといけない、説明したところで理解していただけるかも分からない、お金をかけて海外に行ったのにそれがかなえられないかもしれない。そういうことは国際的な、特にビジネスの中では生じる問題かなというふうに考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 ありがとうございます。

質問はたくさんあるんですが、ほかの委員もいますので終わりたいと思います。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 本日は、ありがとうございます。

選択的夫婦別姓に関しては、私も前期の文教厚生委員会のときからですね、いろいろと陳情を受けたり、相談も受けたりということで関わってきた部分で、政党的には、あっち行ったりこっち行ったりというのを繰り返していますけれど、私としては基本的には導入していいのかなというふうに考えている中で、ただ1つ、この問題が政治的な問題になっているというところが、ちょっとこれをややこしくしているのかなというのは、個人的には感じます。

ただ今日の審議とは直接関係ないものですから、そこは聞かないんですけども、導入に対して、特に僕も今子育てしているものですから、同世代、またはもっと下の世代の同じように子育てをしている方々にいろいろ意見を聞いてみると、若いお母さん方も結構、賛否が激しく分かれていたりします。否というか導入に対して疑問に思っている方々の意見を、少し確認させていただきませう。やっぱり一番気にしているのは、子どもの姓についてなんですね。子どもの姓がどうなるかというのは今、明確な議論もなかなかないんですけども、親子関係、例えば夫婦関係の証明をどうするかといったら改めて振り返ると日本って、非常にフアジーだなというふうに感じるんですが、親子関係の証明という部分も同じように、この同一生計にあるかという部分で、小学校に子どもが入学するというときの書類でですね、親子関係の証明をするようなものはあったんだろうかと今振り返っても、ちょっと思い浮かばないぐらい親と子の関係の証明って、今少しフアジーかなと思うんです。

これが別姓になると、よりこの証明が難しくなるんじゃないかと、何か問題があったときにですね、私が親ですと名乗り出るときに、その確認がどのようになされるのかというところを結構気にする方々、同じ名字だからうちの子だよって、今は言えるんだけど、姓が変わった場合に、この親子関係の証明方法というのが、どうなるのかというところを心配する声がありました。

なので、これは法制化した後、どう運用していくかという部分の話にもなってくるので、具体的にどうこうということはなかなか出てこないかもしれないんですけども、あくまで考え方の1つとして、こういった手法もあるんじゃないかとかというのを御指南いただければありがたいなというふうに思って、ちょっとこれ確認させていただきたいなと思います。

○仲村こず江参考人 仲村のほうから少しお話をさせていただきますと、今、親子関係を証明する手段としてどのようなものがあるかというところで、今現在も、結局親子関係ですね、そういったものを正式に証明するには戸籍謄本になるわけでございます。

それで先ほどですね、選択的夫婦別姓制度を導入したときに、じゃ、どうなるのかというふうになったときに、先ほど橋本参考人のほうからもお話があったとおりですね、戸籍制度は変わりませんということで、1つの戸籍に当然、氏を追加するだけで同じ戸籍に親子が載ります。ですから、結局親子を証明する手段としては、戸籍謄本という点では何ら変わらないということになります。なので、その点は特に心配はないのではないかというふうに思っております。

○小渡良太郎委員 実際に聞いた話なので、法的にどうかというのは、ちょっと詳しくは分からないんですけど——例えば保険証で同じ名字だから親ですみたいな感じでやれたところが、名字が変わると——例えば毎回戸籍抄本を持っていかないと、証明ができないんじゃないかとかですね。要は戸籍抄本も有効期限がありますから、じゃ、証明するために、3か月に1回この戸籍抄本を取って、常に持ち歩いて証明っていうのを考えると、この親子関係の証明書みたいなのも整備してもらわないと……。そんなに頻繁にないことだと思うんですけども、実際にそういう心配の声はどうするんですかと聞かれて、そこまで僕らも議論していないから答えられなかったというところがあったので、今ちょっと専門家にお聞きしているところなんですけど、抄本だけだと少し毎回持ち歩くという部分で、僕も持ち帰って説明がなかなかしにくいものですから、今何か答えをいただきたいというわけではなくてですね、導入していくためには、やっぱりこういった議論も出てくるだろうし、避けられないことだとも思います。そういったところも含めて、なかなかこのメリットデメリットというのがメインに出てですね、そういった実際に運用するに当たって、細かい部分というのが少し議論というか、報道も含めてですね、置き去りになってしまっていないかというのを、このはたから見ていて感じるものですから、それは私ももちろん勉強していくつもりではあるんですけども、やはりみんなで知恵を出し合ってですね、こういうときにはこうやるんだよというのをスムーズに出せば、もう少しこの認知というか、やってもいいんじゃないというのが広がるかなという思いもありますので、ぜひここは一緒に考えていきたいなと思っています。

もう一点、先ほど別姓の通称使用の話の中で、システム的な課題、デメリット

トの部分の部分が挙げられていたんですけれども、導入するに当たってもやはりシステムをいろいろ変えていかなければいけないという形になると思います。

導入した場合ですね、システム、これ戸籍を扱うものも含めて、システムを新たに構築して、新たな制度に適用させていく必要があると思うんですけれども、そういうシステムの部分での課題というのは、どんなものがあるかというところ、分かる範囲で構わないので教えてもらえればと思います。

**○古堅豊参考人** 古堅からお答えいたします。

これは平成8年の法制審からの答申があった際に、戸籍のサンプルみたいなものがあつたんですけれども、その時にシステム自体がもう改定されていて、今後選択的夫婦別姓を導入するに当たっては、そのシステムを使えるということで、さらにコストのかかるようなことではないというふうに伺っています。

**○小渡良太郎委員** 実際、これは個人的な話なんですけど、私も結婚して新婚旅行で海外へ行こうというときに——パスポートは変えました、飛行機のチケットも妻は僕の姓を名乗っているの、僕の姓で取りました。でも、マイレージが旧姓のままでマイレージカードとのひもづけができなくて、アメリカとかではそのまま通れたんですけれども、中南米では違う人じゃないかと言われたこともあってですね、そういう意味ではやっぱり選択的夫婦別姓という部分については、いろいろ思うところはあるのが正直なところですよ。

システムの面でも、そんなに大きな課題がないというのであれば、国で決めることなので、僕らでできることは限られるんですけれども、しっかり議論をして進めていきたいなというふうに考えております。

私は、以上です。

**○新垣新委員長** ほかに質疑はありませんか。

山里将雄委員。

**○山里将雄委員** それでは、私のほうからも。今日は本当に来ていただいて、ありがとうございました。

この選択的夫婦別姓ということについてはですね、これまで長く議論をされてきているし、今なおですね、やっぱり賛否があるという状況です。先ほどその他の委員からもあるとおりでありますけれども。これいわゆる政党でも分かれているということで、賛成の政党、反対の政党。それからまたその明確な決定をしていないという政党もありますし。皆さんは今回、賛成の意見書を選択し

てほしいという陳情ですけれども、逆の陳情も実際上がっているんですね、反対という意見書を採択してほしいと。そういうふうに、やはりまだ、なかなか一致した方向が見えていないような状況の中なんですけれども、先ほど最初の説明の中で、皆さんの弁護士会としては、全国の弁護士会で、いわゆる賛成の決議をしているという御説明がありました。そこでなんですが、皆さんのこの沖縄県弁護士会の中です。どのような議論があったのか、要するに反対というような立場の議論そのものはなかったのか。もしあったとすれば、どのような意見があったのか、答えられる範囲でお願いをしたいと思います。

○古堅豊参考人 古堅のほうからお答えします。

沖縄弁護士会から昨年度、弁護士会の総会で決議をしております。その決議に当たっては、昨年度ですのでちょっと私は執行部ではなかったんですけれども、基本的にこういった決議を上げるときというのは、我々内部的な手続で言うと、まず例えば委員会、あるいは執行部、理事会から、この決議のベースを作ってですね、それを常議委員会というところに上げます。常議委員会というのは、弁護士会の会務の基本的ないろんなことを決定するところなんですけれども、そこに上げて案を固めるんですけれども、その中で、その選択的夫婦別姓に関してもいろんな意見が出ますけれども、やはり基本的には、弁護士会の中ではこれに関して反対を唱えるという意見は基本的には少ない印象です。ですから、真っ向から反対するというのではなくて、基本的にこれに賛成するという形の意見が多かったです。総会決議でも、当然議場で諮るわけなんですけれども、これに対する反対の意見というのは、私の記憶ではなかったように記憶しています。

○山里将雄委員 分かりました、ありがとうございます。

これ最高裁のほうでは合憲というふうな判断をしていますね、何回かですね。ただし、制度の是非そのものは国会で議論すべきだというふうなこともあるようなんですけれども、弁護士会の皆さんとしては、この最高裁の判断というものについてどのようにお考えなのか、皆さんとしては、要するにそういう違憲だとお考えなのか。あるいは、最高裁でも言っているように、今国会のほうで立法のほうで、これを議論すべきだというふうな立場なのか、その辺はいかがでしょうか。

○古堅豊参考人 古堅からお答えします。

我々は法律家ですから、基本的に最高裁での判断が出れば、これは尊重しな

ければいけないという立場にはあります。

ただ一方で、その最高裁の結論に関して、じゃ、全て納得しているかというところではまた違うわけです。最高裁の中には宇賀克也裁判官をはじめ少数意見があって、この現行の制度は憲法に違反しているんだという考えもありまして、多くの弁護士会、日本弁護士連合会もそうですけれども、この少数意見の考えに同意する、賛成しているというふうなスタンスです。

以上です。

○山里将雄委員 分かりました。

もう一つ伺いますけれども、今議論されているいわゆる選択的夫婦別姓、いわゆる完全な別姓を求めているわけではなく、選択的ということになっているんですが、どちらでも選べるということで説明もありました。ただ、これがもし今回の選択的夫婦別姓がいわゆる国会で決議された、それがスタートした場合には、やっぱり今の社会の風潮からするとその合理的な部分として、夫婦別姓のほうを選ぶことが多いのではないかと私は思っているんですね。それはその流れとして、もちろん長い時間も必要なのかもしれないけれども、そうなった場合に今度逆にですね、夫婦同姓の人たちの——いわゆる社会的な立場と伺いますかね。そういうことも少し考えていかなければならない部分があるのではないかというふうに考えているんですね。いわゆる別姓が標準になってしまうというような状況になることもあり得るのかなというふうに思っているんですけれども、その辺の御見解としてはいかがでしょうか。

○古堅豊参考人 古堅からお答えします。

先ほど来、我々の説明の中ではあくまで選択的な夫婦別姓で、当然今その同姓を名乗ろうと思えば、同姓を名乗ることもできる。あくまで選択できる自由なんだという考えでいます。

今後、この選択的夫婦別姓が導入されたら、その後の我々の社会はどうかと言ったときに、そこら辺なかなか予想の難しいところではありますけれども、やはり今同姓を維持している方々が、また別姓に戻すのかというのはなかなか考えにくいなというところもあってですね、今おっしゃったように、大きく劇的に別姓がスタンダードになるのかというと、そうはならないかもしれないですけれども。我々あくまでこれは、その選択の幅を増やそうということなんです。なので、今おっしゃった懸念というのは、さほど私個人は心配していないというところです。

○山里将雄委員　そうですね。まだちょっと先の話なので少し勇み足だったかもしれません。

それじゃ、もう一つ、先ほど小渡委員のほうからですね、いわゆる親子関係の証明といいますかね、そういう部分での質疑があったんですけども、この子どもについて、別姓を選んでいる夫婦として子どもの姓をどうするのかというのが、いわゆるそれをめぐる争いというんですかね、紛争というんですかね。そういうことが出てくる可能性がある。そういうリスクがあるというふうなことについて、どう評価しているのか、その辺はどうでしょうか。

○古堅豊参考人　古堅からお答えします。

今選択的夫婦別姓の案としてはですね、子どもの氏をどうするかということで、1つの案は、婚姻時に子どもの姓を最初でどちらを名乗るのかを決めると。

もう一つは、婚姻時には決めないけれども、出生したときに決める。ただ、子どもの姓は、いずれの案でも同じにしなければいけないと、バラバラではないですよというのが、基本的なその2つの考え方だと思います。

そして、また子どもが将来、やはり姓を変えたいというふうに考えたときには、これ家庭裁判所の許可を得て変更するというふうな制度設計が今なされているというところです。

○山里将雄委員　分かりました。

そういった場面も今後出てくるのかなという少し思いがあったものですからそういう質問をさせていただきました。

それじゃ、最後ですけども、今回は我々沖縄県議会のほうに、いわゆる選択的夫婦別姓を進めるように決議してほしいというような、今陳情なんですけれども、そのような意見書を出すことを求める、これが皆さんとしてどのようなことでそれが必要だとお考えなんでしょうか。

○古堅豊参考人　古堅からお答えします。

冒頭で私のほうから説明しましたがけれども、改めて申し上げます。今現状ですね、旧姓の通称使用の法制化という形で政府がいろいろマスコミ等でも報道されているところで、我々としてはこのまま選択的夫婦別姓、もう30年以上にわたって議論されてきた、時期尚早ではなくて、もう相当議論されてきたけれども法制化されない。これが非常に問題だと考えていて、国会ではですね、これは最高裁でも国民の声、社会の情勢、それも考慮して姓の在り方を考える

べきだというふうに言われている中で今、我々がずっと考えていたことは今実現が難しい状況になりつつあると。沖縄弁護士会としては、日弁連もそうですけれども、地方の声ですね、県議会、あるいは市町村議会、そういったところから声を上げていく必要があると。これがまさに国民の声なんだというところを訴えたいと、そういう趣旨で沖縄県議会、まず沖縄県内ではですね、市町村では出ていますけれども、沖縄県議会が意見書を採択することによって、他の市町村にも波及的な効果があるだろうというふうに考えております。

ですので、是非とも県議会のほうでですね、まず意見書を可決していただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○山里将雄委員 分かりました。

ありがとうございました。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 今日お忙しい中、お時間を取ってくださいまして、ありがとうございます。

ほかの委員からの質問とはなるべく重ならないような観点で、法的な部分を教えてください。

御説明の中で、同姓での法律婚を選ぶのか、あるいは未婚を選ぶのかという、選択肢がないという御説明があって、選択肢を増やすために選択的別姓制度の推進が必要なんだという御説明でした。

この議論をするときによく聞く議論の1つが、今の制度でも例えば95%の女性が同姓を選んでいると、実際には男性のほうの姓を選んでいるというのは、これは本人たちが選択した結果ではないかと。選べるのに選んでいないのは、本人たちじゃないかという意見は少なからぬ方達からよく伺います。ただ法律上、同姓による婚姻を選ぶ選ばないというときに、そもそも別姓を選んで法律婚をしたいんだというところは、やはり抜けているなという気がいたします。

今ですね実際には、男性の姓に合わせて法律での婚姻を結ぶという人が圧倒的に多い中で、選択的夫婦別姓制度の推進が法律的な意義があるとしたらどういふ点にあるのか、社会のニーズにどう対応しているのか、弁護士会としてこの点の必要性をどう議論して、この陳情にお書きになったのかというお考えを改めてお伺いさせていただきます。

**○當眞正姫参考人** 當眞から説明いたします。

やはり現在ですね、女性のほうが姓を変えているのが95%ということで、それは結果として社会的な慣行とか家族、女性に対する考え方、家族関係上の圧力とか様々な原因を基に女性が改姓しているということなので、選択的夫婦別姓になったからといって、その状況が一部変わらない場合もあり得るかもしれません。

ですが、やはり法律上、選択できる幅が広がることによって、夫婦別姓を選択できるという制度ができることによって、社会の意識もちょっとずつ変わっていったって、女性の地位向上につながるのではないかなと個人的には思っています。ある意味法律から世論を盛り上げていくと言ったらあれですけど一つの力になるのではないかと個人的には思っていますので、選択的夫婦別姓制度を進めるべきと考えています。

**○喜友名智子委員** もう一点ですね、気になっているのが民法の第750条、すみません、これさつき山里委員もお尋ねになってはいたんですが、最高裁がこの民法第750条を合憲とした判決。それから2021年も合憲という判断をしているんですかね。この2点について、もう少し詳細、それから判決が出るまでの経緯を確認したいです。これに関する見解は、先ほどから参考人の皆さんが述べられていますので、まずはこの2つの最高裁の判決と、この合憲とした判断の経緯をお尋ねします。

**○古堅豊参考人** 古堅からお答えします。

2021年、令和3年の最高裁の決定についてですけども、事案の概要としてはですね、申立人らが婚姻後も夫は夫、妻は妻の氏を称することを希望する旨を記載して、婚姻の届出をしたところ市町村長がこれを不受理とする処分をした。この処分を不服として、戸籍法第122条に基づいて本件届けを受理するよう命ずる審判を求めたという内容です。

これに対して、最高裁の多数意見、11名の裁判官が本件各規定、戸籍法の規定はですね、憲法第24条に違反しないという判断をしました。この理由としては、平成27年大法廷判決以降に見られる社会の変化、これ女性の有業率、仕事に就いている率の上昇や管理職に占める女性の割合の増加など、こういった社会の変化ですね。それから国民の意識の変化、これは選択的夫婦別姓の導入に賛成するものの割合の増加ということですけども、こういった社会の変化や国民の意識の変化などの諸事情を踏まえても、この判決の判断、平成

27年の判決の変更をすべき理由はないと。その上で、夫婦の氏については、どのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、それから夫婦同氏制を定める現行法の規定が、憲法第24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは次元を異にしますと。この種の制度の在り方は国会で論じられ、判断されるべき事柄にほかならないと。これが大多数意見の骨子です。

これに対して、先ほどから私、補足意見があった、反対意見があったという説明をしましたがけれども、これに関してはですね、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる国民の意識の変化や社会の変化などの状況は、国会において不断に目を配り対応すべき事柄、これを国民的議論に委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して進めることが事の性格にふさわしい解決と言うべきであると。

あと憲法第24条に関しては、夫婦同氏制というのは個人の尊厳と両性の本質的平等に照らして、国会の立法裁量の範囲を超えると。それで憲法第24条に違反していますということで、反対意見がありました。

これが令和3年の最高裁決定の概要です。

**○喜友名智子委員** そうすると、この2015年の最高裁判決とこの2021年の民法第750条は合憲という判断がありながらも、未来永劫これはもう全く動かすべきではないという判断ではないという理解でいいですね。むしろ社会の情勢の変化に合わせて、積極的に立法側で議論をするべきであるという理解としていいでしょうか。

**○古堅豊参考人** 古堅です。お答えします。

そのような理解でよろしいと思います。

**○喜友名智子委員** ちょっと先ほどからお子さんの姓の扱いをどうするかというところもあるんですけども、親が別の氏でなくても、例えば様々な理由で自分の名前を変える人は、恐らく成人になってからいるのではないかな、選択している方はいらっしゃると思うんですね。

あと日本の場合は、二重国籍も認めていませんので、20歳でしたか国籍も日本国籍を持つか、ほかの国籍を持つか選ばないといけないという現状があります。選択的夫婦別姓制度が実現した場合に、そのお子さんに氏の選択をさせるという状況と似たような事例というのは、この名前の変更と国籍の選択というところで、またちょっとあるのかなと思っています。

法律を普段から扱っていらっしゃる皆様の観点から、このお子さんが自分の姓や国籍だったり、名前を変更したりとか、そういう選択をしたケースがある場合、どういうアドバイスをしたか、こういったケースを弁護士会で扱ったケースはありますか。

○橋本典子参考人 橋本がお答えします。

すみません、私の乏しい経験の中でということになりますけれども、名前を変えたいという方はおっしゃるとおり、私が経験した中では全ケース成人です。なので子どもが大きくなってから変えたいという目線で私は見ていなかったの、成人の方が名前を変えたいというふうにおっしゃるといふ相談として受けておりますので、今、喜友名委員がおっしゃったような観点からアドバイスということはありませんけれども、私たち法律家ですので、こういう名前に変えたいですという相談が来た場合はですね。今までの審判事例とか、法律ですけれども、それに基づく審判の例とかに基づいて、ある程度類型化された基準というものが有りますから、それに当たるのかどうかというところから、これは申し出れば名前の変更できますよとかいふアドバイスをするということになるかと思ひます。

あと子どもが姓を強られるという意味では、先ほどちょっと違ふというよふなことをおっしゃったと思ひますけれども、私たちが日々扱っているものの中にはですね、離婚をする場合に、例へば親権者がお母さんになりましたというふうにするに決めることっていうのはかなり多いと思ひますけれども、その場合に、子どもの氏をどうするかということ、離婚時は決めないと思ひますけれども、例へば、母親が親権者とされた場合に、母親が離婚後にどういふ姓を名乗るかということ、子どもは同じ戸籍に入れるかが決まりますので、原則は復氏、旧姓に戻ると思ひますけれども、子どものニーズを聞いて結婚後の姓の続称を選ぶという場合もありますし、そういう観点から、私たち依頼者である親権者となる母親なりから名字をどうしたらいいのか、復氏のままでいいのかそれとも続称にしたほうがよいかということの相談を受けることは、私はよくあります。その時には、やっぱり子どもの気持ちであるとかですね、ニーズであるとか、一般には例へば高校生とかになっていると、もうその名字で生活してきたというのがありますので、この子にその現姓を名乗らせるためには、お母さんも復氏せずに婚氏続称したほうがいいでしょうねとかいふよふな相談、アドバイスということはあるかあります。答えになっているかどうかですけれども……。

以上です。

○喜友名智子委員 私は、以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里匠委員。

○新里匠委員 よろしく申し上げます。今日は、ありがとうございます。

まずですね、資料1の件を確認したいんですけども、一番最初の法制審議会の答申以来というのがあるんですけども。この答申の内容と、その背景をまず教えていただきたいなと思います。

○仲村こず江参考人 仲村のほうからもう一度、説明させていただきます。

平成8年の法制審議会の答申につきましては、法制審議会の民法部会のほうが平成3年に婚姻離婚法制の見直し審議を開始しまして、1996年、平成8年2月に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む改正要綱を法務大臣のほうに答申をいたしました。

そして、その選択的夫婦別姓制度の議論の高まりも受けまして、制度導入に伴う別姓の夫婦の戸籍の取扱いについても法務大臣の諮問機関である民事行政審議会において、平成7年11月から計3回にわたる審議が行われ、平成8年1月に法務大臣に対して別姓でも同戸籍とする方式を内容とする答申がなされました。

経緯としては、以上でございます。

○新里匠委員 背景っていうか……。

○仲村こず江参考人 仲村でございます。

そこに至る背景としましては、やはり女性の社会進出に伴う議論の高まりというのがございました。

先ほども別の県議からの質問で御説明させていただきましたけれども、もともと昭和22年に民法改正されて、夫婦同姓制度が定められたのは非常に短期間でそういった制度が定められたというところがございまして、将来において改正する必要がある部分については、そういうのもありますよという附帯決議も残されている中で、夫婦異なる姓を認めるべきかという議論が昭和30年から34年ごろには始まっていたんですけども、法案作成には至らず止まっていました。

ただその後、女性の社会進出に伴い、働く女性の側から婚姻による氏の改正が職業上、不利益を被るといような声がありまして選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が強まってきました。そういったこともありまして、次第に国民全体の関心と呼ぶ問題になっていって、平成8年の法制審につながったという経緯でございます。

○新里匠委員 今説明で、女性の社会進出が高まったことによって、選択的夫婦別姓の制度にするべきだという社会的に高まってきたという話でありましたけれども、これ夫婦が同姓であることについてですね、不都合、不利益ってどういったことですか。具体的にその不利益とか、不都合があれば教えていただきたいと思います。

○古堅豊参考人 古堅からお答えします。

すみません、ちょっと我々も法制審議会の詳細な議論の流れとかというのは、全て見て確認しているわけではないので、当時の背景について、今その女性の社会進出が経緯だというお話がありましたけれど、そういった面もあるけれども、改めて補足いたしますね。

遡ると、1977年、昭和52年、女性の地位向上のための国内行動計画というものを当時の総理府が策定していると。そして、この計画に基づいていろんな施策が実行されていたけれども、1991年にこの国内行動計画が改定された際に、地域社会及び家庭生活における男女共同参画推進のための具体的政策として、夫婦の氏や待婚期間の在り方などを含む、婚姻及び離婚に関する法制について男女平等の見地から見直すこと、という課題が新たに設定された。そして、法務省がこれを担当することになり、これを受けて法務大臣の諮問機関である法制審議会、これが1991年から1996年、平成3年から平成8年まで先ほどから平成8年答申した時期を話してはいますが、5年間かけて法制審議会の審議がされたということで、必ずしも女性の社会進出が経緯だったというわけではないということですね。もう当初から男女平等の問題が取りざたされて、この話につながってきているという背景になるというふうになると思います。

○新里匠委員 先ほどの答弁といたしますか、おっしゃったことは、必ずしも社会進出がメインの背景ではないということの理解で大丈夫ですよ。

○古堅豊参考人 社会進出だけではないということだと思います。ただいろん

な、男女平等の問題の1つであるというふうに考えていただければと思います。

○新里匠委員 改めまして、同姓であることの不都合とか不利益について、その具体的なところがちょっと分からなくて、どう議論があったのか教えていただきたいと。僕もあまりこの件について関心がないといえますか、ちょっと調べたことがないので、社会で今こういう感じで夫婦同姓であることで、不利益を被っていますよというのを、実際に教えていただきたいんです。

○橋本典子参考人 橋本がお答えいたします。

資料2を御覧ください。上段のほうですね、通称使用の法制化は問題の解決にならないというところに大きく2点ですね、不都合という言い方があれかどうか分かりませんが、書かれております。

まず1点目はですね、改姓しなければ結婚できないという、この人権侵害という大きな不都合が生じております。

2点目としては、こちらをお聞きになられたいのかもしれませんが、ビジネス上のリスクという点かなというふうに思います。

具体的にはですね、金融機関で通称名での口座開設、カード作成は極めて困難です。また海外に出かけたときも、戸籍上同氏強制がされていないのでダブルネームが理解されない、危険人物の嫌疑をかけられるという点もあります。

さらにパスポートのICに記載された戸籍上の氏しかID登録できず、通称ではセキュリティチェックのある建物の入館に支障を来します。

また、例えば旧姓で活躍されていて、婚姻を機に夫の姓になるかという場合に、それまでの業績とか研究論文とか特許とか人脈とか全て旧姓で登録されていますので——ちなみに裁判所の裁判例とかでは、裁判官の名前とかもそうなりますし、我々弁護士もそうです。こういった形で、この旧姓を看板として仕事をしている場合に、特にグローバルな社会で名字が変わってしまうと同一性が維持されず、キャリアが断絶するという大きな不都合がございます。

以上です。

○新里匠委員 不利益を被る人の割合ってというのは、大きいんでしょうか。

○當眞正姫参考人 弁護士として日々感じることはなんですけれど、今同氏制度なので結婚するたびに名字を変える人が多いんですね。あと離婚したら、また

変える。子どもの氏も変える。またさらに再婚したら名字を変える、子どもの氏も変える。名字が変わることによって、それを対外的に、この人は結婚したんだ、離婚したんだというのは何も言わなくても、このような個人的な事情が第三者にすぐ発覚してしまう。これについても私は、とても問題であるとは思っています。そういう意味では、割合的には先ほど橋本参考人がおっしゃった内容以外でも、一般社会の人にとっても同氏制度が問題ではあるんじゃないかと思っています。

以上です。

**○新里匠委員** 世論調査でも、夫婦別姓制度の導入への賛成割合が上回っているということを書いてありますけれども、大体どれぐらいの、何対何ぐらいの話なんですか。

**○仲村こず江参考人** 資料1の右下を御覧いただければと思います。

こちらが内閣府が行った家族の法制に関する世論調査、2017年12月のものでございます。

2017年12月に取ったこちらの世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入について賛成が43%、反対が29%、その他が28%というふうになっております。

また、そのほか様々なところで世論調査というのはされておまして、2022年の国立社会保障人口問題研究所というところが行った世論調査では、夫、妻ともに同姓である必要はなく、別姓であってもよいという賛成割合は61%であり、2022年の日本労働組合総連合会の世論調査では、同姓でも別姓でも構わないというのが64%に上っているという世論調査もございます。

以上でございます。

**○新里匠委員** そういう中でですね、この資料1のその他の部分がどういった意見があるかというのも、ちょっと気になるところではあるんですけども、今日聞かないですけど。ただ、これまで長く夫婦同姓を、家族、家という形でやってきてですね、これを変えるというところについては、やはりデメリットのほうを――要は考える必要があるだろうと思っています。

要はこれまでやってきたことが変わることによって、社会が変わってですね、その家族としての在り方とか、社会とのつながりとかですね、結構変わって不利益を生じる可能性があるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、個人的な意見でいいので、ちょっとそこについてはどう考えていま

すか。

それとですね、弁護士会がこの夫婦別姓を進める大きな要因も合わせてお願いします。

○古堅豊参考人 古堅がお答えします。

弁護士会がこれを進める、この選択的夫婦別姓の導入を進める要因は何かということですが、まず前提として、先ほども申し上げられなかったのですが、我々弁護士会というのは強制加入団体とあって、弁護士会に加入しなければ仕事ができない、そういうものです。

そして、弁護士の中にはいろんな考えを持った方もいますし、政治的な意見も、それぞれ違います。ただ我々の仕事というのは、弁護士というのは、基本的人権の擁護と社会正義の実現ということで、我々は政治的な問題と、法律の問題を常に絡み合いながら仕事をしている関係で、どうしてもその少数者の人権保障とか人権保護といった場合には、政治的な意見が絡んできたとしても我々はこの意見を通さなくてはいけないというのが出てきます。

その意味では、団体内部です、弁護士会内部で意見が違っている、その政治的な意見がいろんな形で衝突することもありますけれども、それは我々としては、こういった使命に基づいて進めていかないといけないというふうに考えています。それを前提にして、今回の選択的夫婦別姓の問題というのは、もちろん国会とかですね、世論で決めていくべきだという大きな流れがありますけれども、もっとよく考えていくと、夫婦同姓であることによって、婚姻をするのか、それとも別姓を諦めるのか、こういう二者選択を迫られているという、そういう少数の人たちの人権、これが守られていないんだと。そこに我々は着目をしていて、みんながいいからいいじゃないかではなくて、困ってる人がいるから、そのために何かしなくてはいけないんじゃないかというスタンスです。

ですから、我々のこの動機、要因というのは、そういったところにあるというふうに御理解いただけたらと思います。

○新里匠委員 分かりました。

現行の法です、例えば通称使用がですね、法的に効力と申しますか、その縛るものがないというか証明するものがないというか、そういうところを変えるという議論はあるんですか。今の状況です。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、古堅参考人から新里委員へ質疑内容について確認があった。)

○新垣新委員長 再開いたします。

古堅豊参考人。

○古堅豊参考人 お答えします。

もちろん社会的には夫婦同姓を維持したまま、旧姓の通称使用を法制化しようという流れがあることは、御存じだと思うんですけども。ただ我々のこれまでの活動の流れの中からは、仮に旧姓の通称使用を法制化したとしても、今の問題というのは、我々が人権問題だと考えている点は解消されないというふうに理解しています。

○新里匠委員 弁護士会の考えというか、困っている人を助けるという部分は、共感を本当に持つことができました。ありがとうございます。

最後に、例えばこの選択的夫婦別姓を取り入れるべきだという、その弁護士会も含めての考えとですね。それと相反する考えがあるじゃないですか。相反する考えというのは、例えばどういったものがあるかというのは、理解というか、どう認識していますか。

○仲村こず江参考人 仲村のほうから少しお話させていただきます。

確かにいろいろとですね、選択的夫婦別姓制度が導入されたら、こんな不安があるんじゃないかというようなことで、ちょっと心配に思われている反対の意見の方がいらっしゃるということは存じております。

例えばそういった方々が、夫婦別姓になると子どもへの悪影響があるんじゃないかというようなこととかですね、そういったことをちょっと心配されている方がいらっしゃるかと思います。

ただですね、やはり子どもへの悪影響の有無について申し上げるとするならば、先ほど説明もさせていただきましたけれども、実際に選択的夫婦別姓制度なりですね、同姓が強制されていない海外の状況とかに鑑みますと、姓が異なる夫婦の元で育てられた子どもの養育に何か問題があるというようなことの実証結果というものは、存在していません。

やはり、何かしら制度を変えることによる漠然とした不安感だったりということになりますので、ちょっとそういったものは選択的夫婦別姓制度をちゃん

と理解していただければ、また子どもへの悪影響というのも子どもにきちんと説明をすればきちんと理解もできますし、必ずしもその夫婦の名字が違うから子どもの養育に問題が生じるとか、何か教育上支障が出るとか、そういったことには直結しないというふうに考えております。

またですね、そこと若干つながるかもしれませんが、氏が家ということで親族集団のチームであって、これまで日本は家でいろいろ学んできたんだというようなことが別姓になったら阻害するんじゃないとか、そういうような漠然とした不安をお持ちの方もいるかもしれません。そういったことに関しては、親族といってもですね、父方祖父母、母方祖父母、いとこ、また結婚した兄弟姉妹。皆さん名字が変わっても親族で集まって、いろいろ交流は持って、その中で教育というかですね、いろんなことを学び合っていくということは変わりありません。それは姓が、同姓であるとか別姓であるかということとはやっぱり直接関係がないというふうに思います。

別姓だから教育できないとか、親族の中で学び合えないとか、そういうことはありませんので、特に不都合というかですね、そういったものはないのではないかと。そういう生じえない漠然とした、言い過ぎかもしれませんが、根拠のない不安感みたいなものを感じていらっしゃる方が、もしかしたら多いのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○新里匠委員 これについては、ほかの参考人もそのような考えでしょうか。

○古堅豊参考人 これに反対する方々の基本的な考え方がどうなのかということでしたよね。基本的に同姓を維持したい、結婚時に同姓を維持したいという考えの方というのは、家族と家としての一体感。これを非常に重視しているのだと思います。これがまた伝統的な日本の家族の在り方なんだと。姓が別になる、一つ屋根の下に違う姓がいることによって、家族の一体感が失われるんじゃないとか。恐らくもうその話がやっぱり一番大きなことなんだろうと思います。

ただ今、仲村参考人から説明があったように、我々は仕事をする上で、結婚、離婚、再婚を繰り返し替えしたり、奥さんの名前が婚姻によって変わる、子どもの氏も変わる。そういったことで氏が変わるということは、何度も見ているわけですが、ただ氏が原因でそうなのではなくて、やはりその家族の一体感とかというのは、名前では決まらないんじゃないかというのが基本的な考え方ではあるんですね。

だから、そういった不安感を抱いている方に関しては、これも漠然としたものではないかとか、これまで自分が生きてきた中では夫婦同姓が当然だった、我々もそうです。そういう社会で生きてきたから、これが変わっていくことに対する見えない不安感、そういうのがあるんじゃないかなというふうに思っています。

○新里匠委員　そういう弁護士会の考えもあるという中で、やはりこれに反対をする方々にも、ちょっと聞いてみたいと思うんですけど、漠然としたもののなのかっていう。

ただ私は個人的な意見を言うと、その漠然としたものが、この日本社会をつくってきたというふうに思うんですけども、ただ弁護士の立場から言うと、やはり先ほどおっしゃっていただいた弱い困った人の権利を守るとかですね、そういったのがあるということは、また理解して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

平良識子委員。

○平良識子委員　本日はありがとうございます。

私個人の体験からしても、国内法でのこの通称使用については、限界に達しているなど感じております。そもそも国連の女性差別撤廃条約に批准して、そしてCEDAWから4回の勧告が出て、国際社会では加盟国も結局このCEDAWからの勧告によって是正していったわけですね、各国が。そして最後の国として、日本が唯一、今国内法の整備状況にあるということなんですけれど。

まず最初に質疑させていただきたいのですが、先ほどの資料の中に出てきたかなと思うんですが、日本が今唯一、この選択的夫婦別姓が実現されていない状況の中で、国際社会においては、たしか10年前ぐらいにスイスが改正しているかなと。あるいはタイとか、世界の近年の状況を資料として今お持ちであれば、お答えいただけますか。

○仲村こず江参考人　仲村のほうからお話をさせていただきますが、今、御指摘のあったとおりでございます、日本も2003年以降2024年まで4度にわたり、国連の勧告を受けております。

ちょっと今細かい資料が手元にはないんですけども、2005年にタイが夫婦別姓を取り入れまして、2013年にオーストリアが導入しております。そし

て、同じ2013年にスイスが導入したという流れになっております。

それであと日本が取り残されているという状況でございます。すみません、それ以上ちょっと細かい資料が手元になくて……。

以上でございます。

**○平良識子委員** あわせてですね、海外での子どもの姓の選択について、海外ではどのようにして出生届けをするに当たって、ダブルネームということもあるのかもしれませんが、そもそも戸籍制度自体が日本しかないということもありますけれども、今、選択的であれ海外が子どもたちの姓についてどんなふうに行っているのか何か状況が分かれば、お答えいただけますか。

**○古堅豊参考人** 申し訳ありません。ちょっとこの情報に関しましては、詳しいところが分からないので御了承ください。

**○平良識子委員** それもあわせて、またお調べいただいて教えていただければ大変助かるかなと思います。

やはり人権を保障する観点からしても、大事な視点だと思うんですけども、最初に私も国内法における通称使用の限界と言ったのは、これが今ちょうど法制化されようとしている国会の議論の中で、まさに弁護士会からこのような陳情が出されて、参考人招致させていただくことは、大事な意義深いことだったかなと思います。

というのは、やはり95%以上、選択とはいえ女性が男性の姓にならざるを得ないわけですね。私も選択的夫婦別姓の制度があれば、この名前そのまま結婚できましたけれども、そうできないやはり環境の中で、戸籍上の名前と変えて仕事をして、問題となったのは海外で仕事をするときなんですよ。海外ではそれは理解されない上に、そもそも政務でアメリカ議会にロビー活動で沖縄の議員たちと仕事で行きました。もちろん通称の名前で仕事していますから、航空会社も含めてそれでやるわけですよ。アメリカから日本に帰国するときに、空港で発券されなかったんですよ。機械のエラーがずっと出て、パスポートの問題ですよ、要は。だから通称で仕事をしていても、やはりパスポートでエラーが出るので、この人は不審者扱いになるわけですよ。チケットが発券されなくて、危うくこれが1時間ぐらい。だからそのスタッフも分からないんですよ、なぜそうなっているのか。20名近く行きましたけれど、私のものだけがはじかれてしまったので、結局、旧姓使用とパスポートの戸籍の名前が違うということがあっての процедуру、最後やり直して何とか帰っては来ら

れましたけれども。その後公務として、あるいは仕事として海外に行くというのは、戸籍の名前のパスポートで海外へ仕事して帰ってくるというのは、非常に怖くなりましたね。この一件以降、チケットが出されないということも含めて。本当に世界で最後の状況になっているということも含めて、やっぱり不利益を被っている人たちがいるということを考えると、今までの同姓制度を大事に思う、守りたいという方たちはまさに選択ですので、同姓を選択して御結婚、婚姻制度を続ければいいかなと思いますけれども、やはり仕事をする上においても非常に国際社会の中でもですね。不便を来している不都合を来しているというのがある中で、最後にちょっと質疑したいんですけども、沖縄で過去に、この選択的夫婦別姓であったり、この氏、姓によってですね、何か裁判が起こったとかということが事例としてあったかどうかお伺いしたいと思います。

○古堅豊参考人 古堅からお答えします。

我々の今知る限りだと、そのような事例は今把握しておりません。恐らくないんじゃないかなと思います。

○平良識子委員 選択的夫婦別姓制度を導入するべきだとかっていう裁判も含めて、沖縄ではない……。

○古堅豊参考人 はい。

○平良識子委員 以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第146号に係る参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人の皆様に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。  
休憩いたします。

(休憩中に、参考人退席)

午後 3 時 50 分休憩  
午後 4 時 7 分再開

○新垣新委員長 再開いたします。

議案及び請願等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序等について協議)

○新垣新委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第 5 号議案沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、乙第 6 号議案食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、乙第 39 号議案義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の 3 件を一括して簡易採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案 3 件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第 5 号議案、乙第 6 号議案及び乙第 39 号議案の 3 件は原案のとおり可決されました。

次に、甲第 4 号議案令和 7 年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 1 号）を簡易採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願等の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣新委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、請願令和6年第5号外2件及び陳情令和6年第56号外69件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願3件及び陳情70件と、ただいまお示ししました本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思ますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 請願第11号、今回新規で上がってきている感染症予防計画におけるH I V / A I D Sを含む性感染症基本対策方針策定を求める請願について、県の基本的な考え方、姿勢というのは理解したんですけども、陳情の中身にあるように現場の状況、いろいろ医者も増やさないと駄目とか、検査場はどうなっているのかというようなこともありましたので、この現状の確認のために、請願者である琉大医学部の教授を参考人として呼んでいただきたいなど、状況の確認のためにお願いしたいのと。

もう1件は、陳情第178号について、最低賃金引上げに伴う支援に関する陳情なんですけど、これも特に障がい児家庭の部分での陳情者の意見というのを少し確認させていただきたいと思っておりますので、取り計らいのほど、この2件ですね、よろしくお願いたします。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、請願第11号に係る参考人招致について議題として追加することで意見の一致を見た。)

○新垣新委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願第11号感染症予防計画におけるH I V / A I D Sを含む性感染症基本対策方針策定を求める請願に係る参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

請願第11号感染症予防計画におけるH I V / A I D Sを含む性感染症基本

対策方針策定を求める請願に係る参考人招致についてを議題といたします。

請願第11号の審査のため、参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、参考人招致を行うこととし、その日程等については委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○新垣新委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願第11号に係る審査のため、本委員会に請願者を参考人として出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、その他の詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、陳情第178号に係る参考人招致について議題として追加することで意見の一致を見た。)

○新垣新委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第178号最低賃金引上げに伴う支援に関する陳情に係る参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおりに、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

陳情第178号最低賃金引上げに伴う支援に関する陳情に係る参考人招致についてを議題といたします。

陳情第178号の審査のため、参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、参考人招致を行うこととし、その日程等については委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○新垣新委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第178号に係る審査のため、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、その他の詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び請願等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 新